

大洗町デジタルサイネージ広告掲載に関する仕様書

1. 広告掲載に関する仕様

(1) 概要等

①所管：大洗町秘書広報課

②広告媒体：大洗町デジタルサイネージ

設置場所：(1) 大洗町デジタルサイネージ (大洗駅入口)

東茨城郡大洗町磯浜町1691番地の3 (大洗駅前入口交差点脇 ポケットパーク内)

：(2) 大洗町デジタルサイネージ (祝町)

東茨城郡大洗町磯浜町8120番地先 (祝町交差点歩道)

③掲載条件：「大洗町デジタルサイネージ出稿広告承認通知書」に基づき、動画広告枠を提供する

④放映時間：原則として、7時～21時 (14時間)

(2) 広告枠・放映パターン

①原則、「行政情報」および「企業広告」あわせて30分の1ローテーションを繰り返し放映する。

②広告枠1枠につき、1ローテーションのなかで、15秒 (動画・静止画) ×2回もしくは30秒 (動画) ×1回の広告枠を提供する。

【参考】1枠 (15秒×2回) の場合の1日動画放映数：最低56回 (放映する動画の全体量により増加)

③広告料金：下表のとおり

	町内事業者 (月額)	町外事業者 (月額)
サイネージ1基契約 (1枠)	15,000円	30,000円
サイネージ2基契約 (各1枠)	25,000円	50,000円

※広告枠2枠以上の放映を希望の場合には別途相談。

④月初め～月末の1カ月間を1クールとする。

⑤1クール毎に放映内容を変更し、1クール毎にコンテンツの入替を可能とする。

⑥放映内容は、「大洗町デジタルサイネージ広告取扱要綱」に準ずること。

(3) 広告の承認、放映手続き・放映条件等

広告掲載にあたっては、放映希望月の前月25日までに放映データの最終版を入稿すること。また、放映データ最終版入稿の1週間前までに内容の審査を受け、町長の承認を得ること。

2. 広告データの入稿形式・納品方法

(1) 広告データの入稿形式

動画	静止画
①フォーマット：wmv、mp4（15秒または30秒） ②サイズ：1920×1080【pixel】 画面比率：16：9 ③フレームレート：30フレーム/秒 ⑤ファイルサイズ：50MB以内とする	①解像度 4000×2250【pixel】以下 ②ファイル形式 JPG※RGB形式 PNG

その他：①広告の内容が町の施策等と直接関係がないことを明らかにするため、広告映像フレームの右上に「広告」と明記すること。音声は流せません。

②広告内に住所・連絡先（電話番号）を明記すること。

※納品された動画及び画像は、容量調整を行うことがあります（画質に影響はありません。）

(2) 広告データの納品方法 データ交換システム、CD-R またはDVD-R（納品媒体は申請者側で用意すること）

問合せ先

大洗町役場秘書広報課（平日8:30～17:15）

電話 029-267-5111（内線218）

メール oraivision@town.oarai.lg.jp